

国連人口委員会第18回会期の概況について

黒田俊夫

目 次

はじめに

1. 参加国と議題
2. 世界人口会議に関連し検討を要する今後の諸問題
 - (1) 世界人口会議の勧告実行のための行動
 - (2) 専門機関およびその他の国際団体の行動
 - (3) モニターリング、検討、評価に関する審議および
国連法的機関ならびに事務局強化に関する諸問題
3. 決議案
4. 第19回人口委員会暫定議題

はじめに

国連世界人口会議（1974年8月19日から同月30日まで、ルーマニアの Bucharest で開催）終了後における最初の人口委員会（第18回会期）がニューヨークの国連本部で1975年2月18日から28日まで開催された。世界人口行動計画案がブカレスト会議において歴史的な、そして白熱的な討議の下に採択されただけに、今後どのようにこれを実行していくか、あるいは実行と関連しての国連の組織をどうするかといった多くの課題が残されており、それだけに今回の第18回会期は重要な意義をもつものとして各国から注目されていた。

なお、世界人口会議後の政府間会議としては、世界の5つの地域 (regions) における協議会 (Consultation) が予定されており、すでに ESCAP ではいち早く1月14日から20日までバンコクにおいて Regional Post-World Population Conference Consultation が開催されている。さらに、ラテン・アメリカでは Mexico City で3月3日から7日まで、西アジアでは3月24日から25日まで Qatar の Doha で、アフリカでは4月16日から22日まで Zambia の Lusaka で、ヨーロッパおよび北アメリカについては7月7日から11日までジュネーブで開催されることになっている。さらにまた、これらのすべての regional consultation の終了をまって、Interregional consultation が9月にジュネーブで開催される予定である。

1. 参加国と議題

人口委員会の27のメンバー国と23の非メンバー国のそれぞれ代表と observer が参加した。また、国連の加盟国でない Holy See が observer を派遣した。日本政府からは筆者が代表として、またニューヨークの国連代表部の田辺一等書記官が代表代理として出席した。

メンバーの参加国は、ブラジル、コスタリカ、デンマーク、エクワドル、エジプト、フランス、ガーナ、インド、インドネシア、日本、モーリタリア、モロッコ、オランダ、ニジェール、パナマ、ペルー、フィリピン、ロマニア、ルワンダ、スウェーデン、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ソ連、イギリス、アメリカの27ヶ国で、不参加の国はなかった。

議長団の選挙にあたっては、第17回の議長、副議長、ラポターを再選することに満場一致で決まった。すなわち、議長にはフィリピンの Miss Mercedes B. Concepción, 副議長にはロマニアの Mrs. V. Russ, ガーナの Mr. K. T. de Graft-Johnson, コスタ・リカの Mr. V. H. Morgan, ラポターにはオランダの Mr. D. J. van de Kaa が再選された。

なお、開会にあたって(2月18日), William H. Draper, Jr. (1974年12月26日死去)の追悼が行なわれた。人口委員会の第15回, 第16回, 第17回ならびに3回にわたる特別会期に出席して, 人口委員会の任務遂行と世界の人口問題解決のために偉大な努力と貢献を尽された同氏は, 人口委員会の1つの大きな支柱であっただけに, 一抹の寂寥感を否定することはできなかった。1974年の春の人口委員会第3回特別会期では, 世界で一流の人口学者アイリン・トイバー女史の追悼が行なわれた。1年間にアメリカは世界に誇る人口学者と比類のないすぐれた“人口”活動家を失なった。これはアメリカだけの損失ではない。世界にとって, 人類にとっての大きなマイナスであると言っても過言ではないであろう。この2人と関連して忘れられないのは日本の誇るべき館稔博士の逝去であろう。1972年の人口委員会第1回特別会期(8月)および同年11月の第2回アジア人口会議(東京)で同博士の追悼が行なわれたことが追憶される。

採択された議題は次の如くである。

AGENDA

1. Election of officers
2. Adoption of the agenda
3. Implications of the World Population Conference
 - (a) General debate
 - (b) Actions to implement the recommendations of the World Population Conference at the national and international levels
 - (i) Monitoring of population trends and policies
 - (ii) Arrangements for the review and appraisal of progress made towards achieving the goals and recommendations of the World Population Plan of Action
 - (c) Implications of the Conference for United Nations legislative bodies
 - (d) Implications of the Conference for strengthening of the relevant units of the Secretariat
 - (e) Recommendations to the Economic and Social Council
4. Report on the World Population Year 1974
5. Report on the progress of work
6. Biennial work programme (1976-1977), medium-term plan (1976-1979) and long-term perspectives
7. Draft provisional agenda for the nineteenth session of the Commission
8. Adoption of the report of the Commission

2. 世界人口会議に関連し検討を要する今後の諸問題

前掲の議題の中でもっとも重要なものは、世界人口会議の結果をどう評価し、今後どのように行動すべきかを検討することであった。それは、議題3の“Implications of the World Population Conference”であり、それは勧告の実行のための行動(b)と国連の法的機関に関連するもの(c)、事務局の強化の問題(d)、経済社会理事会に対する勧告(e)の5項目から構成されている。

これらの個々の topic についての審議にあたって、人口部長から世界人口会議、特に世界人口行動計画についてのブカレストでの議論と結論の特徴についての一般的な説明が行なわれた。世界人口行動計画を将来における指針として利用することについては、異論の余地がなかったが、人口部長の指摘した諸点の解釈についてはいくたのニューアンスのちがいが審議にみられた。

世界人口会議の勧告では、社会経済的枠組を背景とした広義の人口の視野が強調されてきたが、人口委員会は、一方では人口はそれ自体重要性を保持すべきこと、そして世界人口行動計画は人口と開発、特に教育、健康、環境、食糧、栄養といった社会経済的要因との相互関係を十分に考慮に入れる必要性を強化したものであるといった印象をもった。婦人の地位の向上と開発過程への婦人の完全な参加の必要性が多く代表によって指摘された。年少人口と老年人口に関する問題も、年齢構造およびその社会経済的影響の側面から、特に社会変動に及ぼす影響および社会の活力や進歩といったセンスから重要であると考えられた。

特に、アジアにおいては人口増加の圧力や人口増加の傾向を経済的、社会的発展と調和させるための家族計画を超えた手段の研究についての関心があることが、アジア諸国の代表から指摘された。

先進工業化諸国においても、多かれ少なかれ人口の都市集中、年齢構造の問題、環境の悪化の問題があり、しかも政策決定に関する知識も決して十分ではないこと。特に、多くの発開途上国では基礎的な人口データにギャップがあり、人口事情や基本的領域の人口増加、出生、死亡、都市化の傾向の研究に重要な障害となっている。

(1) 世界人口会議の勧告実行のための行動

この点に関連して人口部長は、世界人口行動計画の実行が原理の確立、プログラムの策定、具体的プロジェクトの実施という論理的秩序で行なわれる必要があると、そしてそれぞれの段階には選択があり、財政と技術の増大を必要とする全体性が要請されることを指摘した。さらに、同部長は地域協議会および地域間協議会の開催状況および開催予定についての報告を行なった。

人口委員会は、地域協議会は開発途上地域の各国のそれぞれ異なった必要性とプログラムを結合する上において貴重な目的に貢献することのできるものであると考えた。また、人口委員会は、世界人口行動計画実行の主たる責任は個々の政府にあることをみとめた。個々の政府は、それぞれの主権および人権尊重の原理にしたがってそれ自身の政策と行動プログラムを決定し、計画の改善を促進するために定期的に人口問題を評価することになる。ある代表達が、世界人口行動計画はまた、疾病、人口集中ならびに国際移動といった領域におけるある国の行動あるいは不行動が、他の諸国に影響をもたらす可能性にふれていることを強調したことは特に注目してよいであろう。

会議の勧告に対応する活動開始のための国民的努力については、多くの代表から発言された。ASEAN (Association of Southeast Asian Nations) という特定地域レベルで、世界人口行動計画実行のための調整的な政策策定のための会議が最近開催されたことが報告された。また、世界人口年のために、65ヶ国が人口委員会を設置したが、世界人口年の終了と共にかなり多くの国の人口委員会は消滅したことが報ぜられた。

世界人口会議の勧告実行のための国際レベルでの行動には、地域協議会や地域間協議会のみなら

ず、経済社会局および地域委員会の諸活動、地域訓練・研究センターやその他多くの国連機関の活動、さらにまた政府間組織や非政府組織によって行なわれる活動がふくまれている。

注目すべき提案が行なわれた。それは、国際移民の権利を保護するための新しい国際機関設置を経済社会理事会に勧告して欲しいというものであった。これについては、一部の代表は提案を支持したが、移民についての既存の機関が移民の権利をより一層考慮に入れるよう努力すべきであって、新しい機関の設置の必要はないという意見も多かった。

(2) 専門機関およびその他国際団体の行動

各専門機関が、世界人口会議で採択された決議や世界人口行動計画の実行に対しどのような貢献ができるかを検討中であること、および行政調整委員会 (Administrative Committee on Co-ordination) の人口に関する小委員会が、世界人口会議の専門機関に及ぼす影響を考察するために、1974年12月2日から4日までニューヨークで特別会議を開催したことが報告された。

ILO代表は次のような報告を行なった。特に、世界雇用プログラム (World Employment Programme) があげられた。ここでは、人口増加、移動、雇用、所得分布といった諸変数間の関係についてのいくつかの国の研究にILOが協力している。また、このプログラムには経済活動人口の推計や予測の準備活動がふくまれている。その他、労働者の教育プログラムに人口問題や家族計画に関する教育を取り入れることや婦人や子供の雇用や社会保障手段に関する国際的基準の開発、促進に関する活動がある。

FAO代表の報告の要旨は次の如くである。世界人口会議に関係あるFAOの活動領域の中で特に重要なものは、農業開発計画の人口関係側面における研究、助言サービスと訓練である。それには、異なった人口増加率の食糧および農業開発に及ぼす影響についての方法論的研究と国別のケース研究がふくまれている。地域単位の研究や世界農業開発の地球規模的研究が1976~1978年に行なわれる予定である。FAOの実地調査担当者のネットワークは、国の農業開発戦略と計画の策定における人口政策の考慮を促進するための効果的なチャンネルとして貢献できるであろう。FAOはまた、農業計画者に対する訓練コースに人口問題をとり入れることとしている。FAOの継続事業ではあるが、農業人口や労働力人口の推計に一層の努力が考慮されている。1974年の世界食糧会議 (The 1974 World Food Conference) の勧告によって、食糧および農業に関する地球的情報と早期警報制度の拡大、改善のための行動がとられようとしている。その目的は、世界における食糧および農業の差し迫った危機を警告するにより適切なデータを確保することである。FAOが世界的規模で促進をはかっている総合的農村開発プログラムは、それがもたらす社会経済的変動を通じて、人口増加率の低下とより合理的な人口分布にも好都合な状況を創造することが予想される。また、農村の婦人および青年、栄養、農業改革およびその他の農村開発プログラムに対して人口プログラムをリンクさせる方法が開発されなければならないことが指摘された。

ユネスコ代表の発言および見解の要旨は次の如くである。世界人口会議の諸勧告は、最近の1975~1976年プログラムに反映されているユネスコの人口プログラムを支持するものである。この作業計画は、人口動向との関係からみた教育政策および、反対に教育機会および人間資源開発との関係からみた人口動態の研究を考慮したものである。このような研究は、出生力、教育上の変化およびその他の社会経済的変数との間の相互関係を説明することを目的としたモデルの開発によってよいとなる。ミクロ・レベルにおいては、社会経済構造の変化が家族の出生力行動に及ぼす影響についての研究が行なわれる。マクロレベルとミクロレベルの研究の調整を進めていくために、人口部との緊密な協力を考慮している。生活の質の社会的指標の開発に関する研究は、人口要因、環境要因およびその他の

社会経済的要因に重点をおくことになろう。人口動向とこれに関連する問題についての教育と情報は、ユネスコの作業プログラムの重要な継続的部門となっている。ユネスコの作業プログラムにおける人口の重要性の増大の結果、人口部が設置されており、その研究プログラムの策定を援助するための諮問委員団がある。

WHO代表の報告要旨は次の通りである、

世界人口行動計画の目的は、強力な国民的保健サービスについてのWHOの強調に一致している。WHOは、単純な保健技術を通じての農村地域における保健サービスの促進に特別な関心をもっている。WHOのプログラムの重要な側面の1つは、人間の再生産、家族計画および人口動態の広汎な研究であって、それには家族形成のパターン、健康、出生力規制の方法等の問題がふくまれている。健康、人口動態と社会経済開発との間の相互関係の理解を高めるための分析的調査も行なわれてきた。保健活動従事者の学際的訓練の改善の必要性にも着目し、訓練コースの教科目に、人間再生産、家族計画および人口動態をふくめている。公衆衛生および家族計画プログラムは、人口動態統計および健康統計が不十分であるためしばしば阻害されている。このようなデータ集収システムの強化が必要である。さらにまた、行動計画の目標である生活の質を、社会的、保健的指標にもとづいて量的計測を行なう必要がある。

国連児童基金 (the United Nations Children's Fund, UNICEF) 代表の報告要旨は次の如くである。行動計画の第2部 (世界人口行動計画) C節 (行動のための諸勧告) は、個人の福祉の観点から人口問題にかかわりあいをもっているこの基金の付託事項にとって特に重要である。多くの開発途上国では、15歳未満の子供人口が人口の45%も占めている以上、それは特別な注目を要する。婦人と子供の健康と食糧についての基本的保健サービスの拡大は、家族計画政策を採用している国々における家族計画の拡大のための認められてきた方法である。農村地域における基本的サービスの提供に特別な関心をもちながら、都市地域特に shanty towns (掘立小屋) の援助の可能性をも考慮してきた。UNICEFはその援助プログラムを強化し、より密接に社会開発戦略に関連せしめるように企画してきた。

会議の勧告の、国内的・国際的レベルでの実行の行動問題に関し、次の諸機関の代表の報告が行なわれた。

International Education Development, International Planned Parenthood Federation, the International Advisory Committee on Population and Law, The Committee for International Co-ordination of National Research in Demography, the International Union for the Scientific Study of Population.

(3) モニターリング、検討、評価に関する審議および国連法的機関ならびに事務局強化に関する諸問題

(a) モニターリング、検討および評価

世界人口行動計画の中でも、特に“実行のための勧告”において、政府の役割(1)、国際協力の役割(2)に続いて monitoring, review and appraisal が(3)として国連の特殊な活動分野として勧告されており、いわば国連人口委員会が何よりもまず検討しなければならない重要な課題となっている。

ここでの monitoring は、人口傾向および人口政策について動向を絶えず check しながら監視することをいうが、人口委員会は対象となる情報の内容については選択的でなければならないということと、主として新しく生じてきた人口傾向と人口政策に集中し、これらをより広い社会経済的背景の中で検討することを目的とすべきであるという見解を示した。

さらに人口傾向と人口政策のモニターリングには、出生力および死亡ならびに計画に言及されているその他の人口変数、同じく労働力における婦人の参加、文盲、都市化といった社会経済的要因についても広汎な資料からの投入がふくまれるべきであると。

政府の採択する政策についての情報も必要とされる。人口部は、世界人口会議の準備中から引き続き各国の人口政策についての広汎なデータ・バンクを造りあげてきている。人口委員会は、行動計画の実行における個々の政府の役割が極めて重要である以上、モニターリング制度に基本的な投入物を供給するものはこの個々の政府である。そこで、調査票を配布して必要な情報を各国政府から求めることはもっとも適切な方法であるが、各国政府の負担を最少限にするように工夫されなければならないことが一部の代表から指摘された。

行動計画のパラグラフ95～98に、各国政府は計画の人口的側面を処理する政府部門を設置し、政策意見決定の目的をもって人口問題を定期的に評価することが勧告されている。政府からの情報は、国内人口委員会あるいは同様な部門を通じて取得できるし、また地域委員会が専門機関の地域事務所やその他の国連機関と協議しながら、これら地域の国々の情報をまとめることもできる、といったことも示唆された。

地域単位の情報は終局において要約された形で人口委員会において提出されなければならない以上、国連本部における専門機関間の協議と適切な機構が必要であることを理事会に指摘することにした。

人口傾向と人口政策のモニターリングの過程は、最初の結果を1977年に利用できるようにするためには出来るだけ早く始めるべきである、と人口委員会は考えた。そのために、作業グループの設置をふくむ必要な調整と機構の樹立の必要性が、一部の代表から指摘されたが、多くの代表は特別の組織を設置するよりも既存の調整組織を利用する方が望ましいと考えた。

いずれにしても早急に行動を起す必要のあることはあきらかたで、次のような提案が行なわれた。人口部は、世界人口会議の決定および行動計画にもとづいて、国内的、国際的レベルでの社会経済開発の計画に資する指針を準備し、そして人口および人口関連要因を開発計画の作製に際して考慮に入れるべきである、という案である。

計画の目標および目的達成に対して行なわれた進歩についての最初の検討、評価は1979年までは行なわれない以上、そしてまた地域協議会の大部分が開催されていない現在においては、以上の目的に必要とされる機構の内容を極めて試論的な方法以上で審議することはなお時期尚早であると考えられた。さらに、世界人口行動計画の検討と評価をその他の国際戦略、特に第2次国連開発10年代のための国際開発戦略に結びつけるためには、特殊の処理が必要であることがのべられた。人口委員会は、検討と評価についての特別の提案を広く関係機関と協議の下に事務局で準備し、1977年の早期に人口委員会に提出すべきことを勧告した。

(b) 人口委員会の地位と機能

第18回人口委員会における重要な審議の1つは、この人口委員会の地位と機能を、世界人口会議をうけてどのように修正、強化すべきか、あるいは現状のままでよいかについての検討であった。

国連総会の決議3344 (XXIX)において、世界人口行動計画実行に対する最善の援助のありかたを決定し、経済社会理事会に報告することが人口委員会に要請されている。人口委員会はその審議の過程において、人口委員会が指導的役割を演ずることのできる次の3つの領域があきらかにされた。

- (i) 作業のプログラム化と作業進捗の検討
- (ii) 人口の傾向と政策のモニターリング

(iii) 検討と評価

委員会としては、これらの仕事はすべて現在の人口委員会の委任事項と密接な関連のあることに留意した。事実、一部の代表は、現在の委任事項からすればこれらの事業はすべてふくまれることは十分に理解できるといった発言があった。しかし、この点特に“検討と評価”(review and appraisal)に疑問をもつ代表もあった。世界人口移動計画の実行援助に対して人口委員会が専門的助言を行なう政府間機関(intergovernmental body)としての機能をもつこと、ならびに人口の傾向と政策のモニターリングおよび世界人口行動計画の検討と評価についても助言する責任をもった政府間機関として指定されることを経済社会理事会に要請することが賢明であるといった意見がのべられた。人口委員会が世界人口会議および世界人口年の実行に関連して助言を行なうために、1972年の経済社会理事会で人口委員会がIntergovernmental Preparatory Bodyとなることが決定されたがこの経験に倣しての意見であることはいうまでもない。

さらにまた、人口委員会の地位を現在の機能委員会(Functional commission)から常任委員会(Standing committee)に変更することが賢明であるかどうかについての審議が行なわれた。常任委員会案は、委員数が拡大され、政治的問題の処理に好都合であるという見解によるものである。しかし、委員会は、機能委員会としての現在の地位にとどまり、その専門的性質を保持することに賛成した。1948年8月、10月の経済社会理事会決議150(VII)に規定されたすべての問題について専門的助言を同理事会に提供することは重要であり、ここに人口委員会の基本的特徴がある。日本代表もこの点を強調したが、ほとんどの代表が以上の見解に賛成し、反対論はなかった。

(c) 事務局の強化

世界人口会議および世界人口年は、人口問題についての世界的な関心を高めることに役立ったが、その結果として国連の責任も重大化することに至った。特に、国連人口部の拡大という問題である。それには2つの方法がある。1つは、現在の資金および要員の増強という意味での拡大の方法であり、第2は既存の要員を再編成し、各部門間の機能的リンクを強化して増員の必要性をなくすることができないかの可能性を見出す方法である。

人口委員会は、前者については、実施されるべき特定の仕事ならびに人口を取り扱う国連のシステムのすべての部分における要員とその利用についての情報のない限り、結論を出すことはこんなんである。しかし、資金と専門家に対する要求が供給を超えることはあきらかであるように思われた。特に、要員の増加が必要と思われる領域は、人口の傾向と政策のモニターリングに関する仕事と、行動計画の目標と目的達成の検討と評価に関連した活動である。

ここでの重要な問題は、関係をもついくたの機関の作業間の補足関係を改善することの可能性があるかどうかということであって、委員会の意見は調整と協力の過程を強化する必要がもっとも重要であるという点にあった。また、人口委員会は、諸機関間レベルでの行政調整委員会(Administrative Committee on Co-ordination)の人口に関する小委員会(Sub-Committee on Population)に強力な役割を持たせることが可能であろうと思考した。

3. 決議案

今回の第18回人口委員会会期では多くの決議案が提出された。

(1) “人口、婦人の地位および開発への婦人の統合”(Population, the status of women and the integration of women in development)

アメリカ代表の提案で、コスタ・リカ、デンマーク、エジプト、イギリスが sponsors となっ

ている。若干の修正のあと採択。

- (2) “開発計画者のための人口関連要因の指針” (Guidelines on population related factors for developmental planners)

イギリス代表の提案で、エジプト、ガーナ、インドネシア、日本、オランダ、パナマ、タイ、チュニジア、アメリカが sponsors となっている。若干の修正のあと採択。

- (3) “人口の分野における作業プログラム” (Work programme in the field of population)

コスタ・リカ、デンマーク、エクワドル、エジプト、フランス、インド、日本、パナマ、ペル、ルーマニアの共同提案、多くの修正提案のあと採択、修正に際し票決を必要とするばあいが生じた。

- (4) “国際移民” (International migration)

これはエクワドル、パナマ、ペル、ポルトガルの共同提案で、移民労働者の権利保護のために適切な手段を調査する特別のグループの設置を勧告したものである。多くの修正、議論、票決を経て採択された。

- (5) “法と人口” (Law and population)

フランス、日本、タイ、チュニジア、アメリカの共同提案であるが審議の結果、次の第19回人口委員会までその検討を延期することとなった。

4. 第19回人口委員会暫定議題

経済社会理事会決議1894 (LVII) にしたがって、委員会は事務総長の提出した第19回会期の暫定議題案を検討した。委員会は次のような意見に到達した。より詳細な注釈と構成が必要であり、また人口部長は委員会の議長と協議することが望ましいこと、さらに議題案の議題5については地域委員会および専門機関の作業プログラムをふくめるべきである、という諸点である。採択された暫定議題は次の如くである。

“PROVISIONAL AGENDA FOR THE NINETEENTH SESSION OF THE COMMISSION”

1. *Election of officers*
2. *Adoption of the agenda*
3. *United Nations action to implement the recommendations of the World Population Conference, 1974*

The Commission will consider this item in the light of recommendations made at its eighteenth session, as well as by the Economic and Social Council and the General Assembly.

Legislative authorization might be given by these bodies for the submission of reports to the Commission at its nineteenth session.

4. *Progress of work*

The Commission will have before it a report on the progress of work.

Legislative authority: draft resolution on work programme in the field of population, operative paragraph 4 (c) (see chap. I, draft resolution III).

5. *Work programme of the United Nations in the population field*

In accordance with usual practice, the Commission will examine the work programme

of the United Nations in the population field, and give guidance to the Population Division. A report on the programme will be submitted by the Secretary-General.

Legislative authority: draft resolution on work programme in the field of population, operative paragraph 4 (c).

6. *Draft provisional agenda for the twentieth session of the Commission*

The Commission will have before it a draft provisional agenda for its twentieth session.

Legislative authority: Economic and Social Council resolution 1894 (LVII) of 1 August 1974.

7. *Adoption of the report of the Commission.*